

事務連絡
令和8年2月17日

大臣官房各課長
内部部局の局総務（会計）担当課長
行政不服審査会事務局総務課長
情報公開・個人情報保護審査会事務局総務課長
官民競争入札等監理委員会事務局参事官
電気通信紛争処理委員会事務局参事官
政治資金適正化委員会事務局参事官
政策統括官（恩給担当）室恩給企画管理官
統計局総務課長
自治大学校庶務課長
情報通信政策研究所総務部総務課長
公害等調整委員会事務局総務課長
消防庁総務課長
消防大学校庶務課長
管区行政評価局総務行政相談部総務課長
（四国行政評価支局総務課長及び
沖縄行政評価事務所総務課長を含む。）
総合通信局総務部総務課長
（沖縄総合通信事務所総務課長を含む。）

殿

大臣官房会計課長

総務省所管会計関係法令に係る申請等における旧氏使用について（周知）

行政手続等における旧氏使用については、高市内閣総理大臣が（参考1）のとおり答弁されており、女性活躍・男女共同参画の重点方針2025（参考2）においても、旧姓の通称使用の拡大やその周知に取り組むこととされています。これを受けて、内閣府男女共同参画局から、各省庁に対し、旧氏使用の拡大推進に向けた取組について依頼が行われているところです。

総務省所管会計関係法令に係る申請等（別添）においても、一部の行政手続において、申請者に氏名等の記載を求めているものがありますが、申請者が旧氏を用いることについては、特段の制限は設けておらず、旧氏の使用は可能でありますので、念のため周知いたします。

（参考1）

高市内閣総理大臣による衆・本会議 藤田文武議員（維新）への答弁（令和7年11月4日）

「私自身も、総務大臣在任中は、総務省単独で措置できる手続等につき、1,142件を旧氏や併記で対応できるようにしました。全ての省庁、地方公共団体、公私の団体、事業者において同様の取組を行えば、婚姻による氏の変更により社会生活で不便や不利益を感じる方を減らせると考えています。」

（参考2）

女性活躍・男女共同参画の重点方針2025【抜粋】

「婚姻により改姓した人が不便さや不利益を感じることをないよう、引き続き旧姓の通称使用の拡大やその周知に取り組む。」

○総務省所管会計関係法令に係る申請等（別添）

種類	手続の概要	区分	手続の根拠規定	該当条文					
				(附則)	条	項	号	その他	
①申請等	貸付物品は、改造できないが、試験研究等の内容により物品の改造を特に必要とするときは、借受人は、所要の事項を記載した改造申請書を部局長等に提出し、その承認を受けなければならない。	府省令・規則	総務省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令（平成12年総理府・郵政省・自治省令第8号）		5	1	6		第五条 部局長等は、第三条の規定により物品を貸し付ける場合には、次の各号に掲げる条件を付さなければならない。 六 貸付物品は、改造しないこと。ただし、試験研究等の内容によりこれらの物品の改造を特に必要とするときは、借受人は、次に掲げる事項を記載した改造申請書を部局長等に提出し、その承認を受けなければならないこと。 イ 申請者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所
①申請等	物品の貸付けを受けようとする者は、所要の事項を記載した借受申請書を提出しなければならない。	府省令・規則	総務省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令（平成12年総理府・郵政省・自治省令第8号）		6		1		第六条 部局長等は、第三条の規定による物品の貸付けを受けようとする者から、次の各号に掲げる事項を記載した借受申請書を提出させなければならない。 一 申請者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所
①申請等	物品の譲与を受けようとする者は、所要の事項を記載した申請書を提出しなければならない。	府省令・規則	総務省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令（平成12年総理府・郵政省・自治省令第8号）		11		1		第十一条 部局長等は、前条第二号から第四号まで及び第六号の規定による物品の譲与を受けようとする者から、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出させなければならない。ただし、部局長等において、その必要がないと認めるときは、申請者から申請書を徴しないことができる。 一 申請者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所
①申請等	省各庁が指定納付受託者に対する納付の委託する方法により歳入等の納付を行わせる場合において、当該方法により歳入等を納付しようとする者は、規定の方法により、当該歳入等の納付を指定納付受託者に委託しなければならない。	府省令・規則	総務省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則（令和5年総務省令第10号）		4	2	2		第四条 2 法第五条第一号ロの主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。 二 当該納付をしようとする者が使用する資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第三条第五項に規定する第三者型前払式支払手段による取引その他これに類する為替取引（以下この号において「第三者型前払式支払手段による取引等」という。）により当該納付をする場合 当該第三者型前払式支払手段による取引等に係る業務を行う者の名称その他の当該第三者型前払式支払手段による取引等による決済に関し必要な事項
①申請等	指定納付受託者の指定を受けようとする者は、その名称、住所又は事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十六項に規定する法人番号並びに委託を受ける歳入等の種類を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。	府省令・規則	総務省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則（令和5年総務省令第10号）		9		1		第九条 法第八条第一項の規定により指定納付受託者の指定を受けようとする者は、その名称、住所又は事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十六項に規定する法人番号（同項に規定する法人番号を有しない者については、その名称及び住所又は事務所の所在地）並びに委託を受ける歳入等の種類を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

○総務省所管会計関係法令に係る申請等（別添）

種類	手続の概要	区分	手続の根拠規定	該当条文					
				(附則)	条	項	号	その他	
①申請等	指定納付受託者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、法第八条第三項の規定により、変更しようとする日の前日から起算して六十日前の日又はその変更を決定した日の翌日から起算して十四日後の日のいずれか早い日までに、その旨を記載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。	府省令・規則	総務省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則（令和5年総務省令第10号）		11				第十一条 指定納付受託者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、法第八条第三項の規定により、変更しようとする日の前日から起算して六十日前の日又はその変更を決定した日の翌日から起算して十四日後の日のいずれか早い日までに、その旨を記載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。
①申請等	総務省の所管に属する物品の譲与を受けた民間海外援助団体が当該物品を当該物品に係る民間海外援助事業の用に供した後、速やかに、別記様式第一による使用状況報告書を総務大臣に提出して行うもの。	府省令・規則	総務省の所管に属する物品の譲与を受けた民間海外援助団体の報告に関する省令（令和6年総務省令第84号）		1			別記様式第一	第一条 民間海外援助事業の推進のための物品の譲与に関する法律第三条の規定による報告は、同法第二条第一項の規定により総務省の所管に属する物品の譲与を受けた民間海外援助団体（同項に規定する民間海外援助団体をいう。次条において同じ。）が当該物品を当該物品に係る民間海外援助事業（同法第一条に規定する民間海外援助事業をいう。次条において同じ。）の用に供した後、速やかに、別記様式第一による使用状況報告書を総務大臣に提出して行うものとする。
①申請等	民間海外援助団体は、前条の規定により民間海外援助事業の用に供した物品を廃棄したときは、速やかに、別記様式第二による使用廃止報告書を総務大臣に提出しなければならない。	府省令・規則	総務省の所管に属する物品の譲与を受けた民間海外援助団体の報告に関する省令（令和6年総務省令第84号）		2			別記様式第二	第二条 民間海外援助団体は、前条の規定により民間海外援助事業の用に供した物品を廃棄したときは、速やかに、別記様式第二による使用廃止報告書を総務大臣に提出しなければならない。
①申請等	購入に係る総務大臣承認申請	訓令	総務省所管国有財産取扱規則（平成13年1月6日総務省訓令第54号）		10	1	7, 11		第10条 部局長は、行政財産とする目的で土地又は建物を購入しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に案内図、土地図、配置図、建物図及び公図の写し（以下「案内図等」という。）を添えて総務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。 (7) 相手方の住所及び氏名（法人の場合は、その住所及び名称並びに代表者の氏名。以下同じ。） (11) 購入しようとする建物の敷地が借地である場合は、その所有者の住所及び氏名
①申請等	交換に係る総務大臣承認申請	訓令	総務省所管国有財産取扱規則（平成13年1月6日総務省訓令第54号）		11	1	6, 11		第11条 部局長は、行政財産とする目的で土地又は建物を交換しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に案内図等を添えて総務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。 (6) 相手方の住所及び氏名 (11) 取得しようとする建物の敷地が借地である場合は、その所有者の住所及び氏名並びに当該土地の使用承諾書の写し

○総務省所管会計関係法令に係る申請等（別添）

種類	手続の概要	区分	手続の根拠規定	該当条文					
				(附則)	条	項	号	その他	
①申請等	寄附の受納に係る総務大臣承認申請	訓令	総務省所管国有財産取扱規則（平成13年1月6日 総務省訓令第54号）		12	1	6, 9		第12条 部局長は、行政財産とする目的で土地又は建物の寄附を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に案内図等を添えて総務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。 (6) 寄附者の住所及び氏名 (9) 寄附を受納しようとする建物の敷地が借地である場合は、その所有者の住所及び氏名並びに当該土地の使用承諾書の写し
①申請等	新築又は増築に係る総務大臣承認申請	訓令	総務省所管国有財産取扱規則（平成13年1月6日 総務省訓令第54号）		13	1	6		第13条 部局長は、行政財産とする目的で建物を新築又は増築しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に案内図等を添えて総務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。 (6) 新築又は増築しようとする建物の敷地が借地である場合は、その所有者の住所及び氏名並びに当該土地の使用承諾書の写し
①申請等	所管換に係る総務大臣承認申請	訓令	総務省所管国有財産取扱規則（平成13年1月6日 総務省訓令第54号）		17	1	6		第17条 部局長は、他の各省各庁から国有財産の所管換を受けようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に關係図面を添えて総務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。 (6) 所管換を受けようとする建物の敷地が借地である場合は、その所有者の住所及び氏名並びに当該土地の使用承諾書の写し
①申請等	所管換に係る総務大臣承認申請	訓令	総務省所管国有財産取扱規則（平成13年1月6日 総務省訓令第54号）		17	2	6		第17条 2 部局長は、部局所属の行政財産の他の各省各庁への所管換について、当該各省各庁の部局長からの所管換の協議に同意しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に關係図面を添えて総務大臣に提出し、その承認を受けなければならない (6) 所管換をしようとする建物の敷地が借地である場合は、その所有者の住所及び氏名並びに当該土地の使用承諾書の写し
①申請等	所属替に係る総務大臣承認申請	訓令	総務省所管国有財産取扱規則（平成13年1月6日 総務省訓令第54号）		18	1	4		第18条 部局長は、他の部局長から行政財産である土地又は建物の所属替を受けようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に關係図面及び次項に規定する内協議書の写しを添えて総務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。 (4) 所属替を受けようとする建物の敷地が借地である場合は、その所有者の住所及び氏名並びに当該土地の使用承諾書の写し

○総務省所管会計関係法令に係る申請等（別添）

種類	手続の概要	区分	手続の根拠規定	該当条文					
				(附則)	条	項	号	その他	
①申請等	移築及び改築に係る総務大臣承認申請	訓令	総務省所管国有財産取扱規則（平成13年1月6日 総務省訓令第54号）		22	1	7		第22条 部局長は、部局所属の行政財産である建物を移築又は改築しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に関係図面を添えて総務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。 (7) 移築又は改築しようとする建物の敷地が借地である場合は、その所有者の住所及び氏名並びに当該土地の使用承諾書の写し
①申請等	使用許可に係る総務大臣承認申請	訓令	総務省所管国有財産取扱規則（平成13年1月6日 総務省訓令第54号）		25	5	3		第25条 5 部局長は、第1項の規定に基づき使用許可をしようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に関係図面を添えて総務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。 (3) 相手方の住所及び氏名
①申請等	使用許可に係る総務大臣報告	訓令	総務省所管国有財産取扱規則（平成13年1月6日 総務省訓令第54号）		25	8	3		第25条 8 部局長は、前2項の規定により処理した場合は、次の各号に掲げる事項を記載した書類に関係図面を添えて総務大臣に報告しなければならない。 (3) 相手方の住所及び氏名
①申請等	貸付けに係る総務大臣承認申請	訓令	総務省所管国有財産取扱規則（平成13年1月6日 総務省訓令第54号）		26	1	3		第26条 部局長は、部局所属の行政財産である土地又は建物を貸付けしようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に関係図面を添えて総務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。 (3) 相手方の住所及び氏名
①申請等	譲与に係る総務大臣承認申請	訓令	総務省所管国有財産取扱規則（平成13年1月6日 総務省訓令第54号）		27	1	5		第27条 部局長は、国以外の者に部局所属の普通財産を譲与しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に関係図面を添えて総務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。 (5) 相手方の住所及び氏名

○総務省所管会計関係法令に係る申請等（別添）

種類	手続の概要	区分	手続の根拠規定	該当条文					
				(附則)	条	項	号	その他	
①申請等	売払いに係る総務大臣承認申請	訓令	総務省所管国有財産取扱規則（平成13年1月6日 総務省訓令第54号）		28	1	7		第28条 部局長は、国以外の者に部局所属の普通財産の売払いをしようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に関係図面を添えて総務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。 (7) 随意契約によろうとする場合は、相手方の住所及び氏名
①申請等	総務大臣報告	訓令	総務省所管国有財産取扱規則（平成13年1月6日 総務省訓令第54号）		33	1	3		第33条 部局長は、第14条、第18条第2項及び第30条の規定により自ら処理した場合は、次に掲げる事項を記載した書類に関係図面を添えて総務大臣に報告しなければならない。 (3) 相手方の住所及び氏名